二四	一五トン
二五	〇トン
二六	三、一四五トン
二七	八、二八〇トン
二八	四・三トン
二九	三三一トン

○財務省告示第三百九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万五千八百六十九トン

二　冷凍牛肉　二十三万五千六百八十五トン

○財務省告示第四百号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十四万三千百九十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十四万三千二百二十三トン

○財務省告示第四百一号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

本文第四号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改める。

○財務省告示第四百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

別表生命保険契約者保護機構（東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル九階）の項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

○文部科学省告示第百六十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（文部科学省が所管するものに限る。）の交付に関して、次の各号に掲げる事務（市（東京都の特別区を含む。）町村に係るものに限る。）を、北海道教育委員会、東京都教育委員会、神奈川県教育委員会及び静岡県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

一　法第五条による交付申請の受理

二　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理

三　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理

四　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理

五　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理

六　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）

七　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理

八　法第十二条による状況報告の受理

○文部科学省告示第百六十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
横手市増田伝統的建造物群保存地区	秋田県横手市	横手市増田町増田字本町、字田町、字中町及び字七日町の各一部	約一〇・六ヘクタール
大山町所子伝統的建造物群保存地区	鳥取県大山町	大山町所子字大神祇、字北垣、字下前田、字前田、字山之神、字神田、字三反田、字片吹、字場正免及び字垣ノ内の全域並びに字申原、字更田、字宮側、字道ノ下、字向田、字観音堂、字徳田、字掛田、字樋之口、字下河原及び字新宮の各一部	約二五・八ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市町の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第三百八十七号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第十四項の表に次のように加える。

平成二十六年	年九・五七パーセント

○厚生労働省告示第三百八十八号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

平成二十六年	年八・六五パーセント